

秩父都市計画地区計画(秩父市決定)

都市計画野坂町国道140号沿道地区計画を次のように決定する。

名	称	野坂町国道140号沿道地区計画	
位	置	秩父市野坂町1丁目、野坂町2丁目及び日野田町2丁目地内	
面	積	約1.5ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は広域幹線道路の国道140号沿道に位置し、西武秩父駅に近接した良好な立地性を活かした沿道サービス型店舗等を誘導し、近隣住民の利便性向上と後背地の住環境を保護することを地区計画の目標とする。	
	土地利用の方針	本地区は、現況施設立地を踏まえて沿道サービス型店舗等を主体とした用途の純化を土地利用の方針とする。	
	地区施設の整備方針	道路事業により整備された国道140号について、その整備効果及び機能が損なわれないよう維持保全を図る。	
	建築物等の整備方針	建築物の用途の制限、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限を加えることによって統一された沿道景観の形成を図るとともに防災上及びまちなみの美観上の観点から、かき又はさくの構造の制限を行い、良好な地区環境の向上を図る。	
地区整備計画に関する事項	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	以下の建築物を建築してはならない。 ①倉庫業を営む倉庫 ②15㎡以上の畜舎
		建築物の敷地面積の最低限度	120㎡ ただし、地区計画決定時に当該規定に適合しない土地については、その全部を一つの敷地として使用する場合は、適用しないものとする。
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から国道140号の道路境界線までの距離は、1.0m以上とする。 ただし、車庫及び物置等の附属的な建築物はこの限りでない。
		建築物等の形態又は意匠の制限	1 屋外広告物は、次の各号に適合させなければならない。 (1) 一宅地あたり一広告物とする。 (2) 表示面積は1.5㎡以下とする。 (3) 自家用広告物とする。 (4) 敷地内に設置し、路上への張り出しを行わない。 (5) 地区の環境に調和した色彩とする。 2 建築物の外壁の色は、地区の環境に調和したものとする。
	かき又はさくの制限について	国道140号に面するかき又はさく(門柱、門扉は除く)は次の各号の一に揚げるものとする。 1 生垣、竹垣 2 道路面からの高さが1.5m以下の透視可能なフェンスで基礎の高さは60cm以下とする。 3 組積造は高さ1.0m以下で、フェンス等を含み1.5m以下とする。	
備	考		

「区域、壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理由

広域幹線道路の沿道地区として、沿道型サービス店舗等の立地を誘導し、後背地の住環境保護を図るとともに近隣住民の利便性の向上を図ることを目的とする。